

令和6年3月吉日

お客様各位

豊田信用金庫

不正送金対策強化のお知らせ

平素は豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊金庫では、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策として、「口座の不正利用」や「還付金詐欺」などの特殊詐欺からお客様をお守りするための各種取組みを進めておりますが、全国的にも特殊詐欺の発生認知件数及び被害金額は増加の一途をたどっております。

今般、こうした特殊詐欺の被害からお客様をお守りするための対策として、下記の取扱いを開始いたします。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1. 取扱開始の内容

- ・暗号資産交換業者への不正送金対策として、

暗号資産交換業者の金融機関口座に対し、送金元口座(法人口座を含む。)の口座名義人名と異なる依頼人名で行う振込・送金については、振込・送金取引をお断りさせていただきます。

2. 取扱開始の背景

- ・足元、特殊詐欺(フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる不正送金事犯など)の被害金が暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される被害が全国的に多発しており、弊金庫のお客様が被害に遭われるのを未然防止したく、対策を講じるものです。

3. 取扱開始日

令和6年3月11日(月)

4. 参考情報

警察庁ホームページ 2024年2月6日、報道発表資料

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

金融庁ホームページ 2024年2月7日、報道発表資料

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

5. 本件に係るお問い合わせ

お近くの店舗窓口またはお取引店までお問合せください。

平日 9:00~11:30、12:30~15:00

以上